

○駒澤大学図書館複製等に係る規程

昭和54年5月1日

制定

改正 平成21年4月1日

平成25年4月1日

平成29年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学図書館利用規程（以下「利用規程」という。）第10条に基づき、駒澤大学図書館（以下「図書館」という。）の複製等を利用して行う教育、学術研究に必要な図書館資料（以下「資料」という。）の特別使用方法について定める。

(定義)

第2条 特別使用方法とは、「複製」「掲載（写真／影印）」「翻刻」「展示」「放送」という。

- (1) 「複製」とは、印刷、写真、マイクロフィルム、複写、録音、録画その他の方法により再製することをいう。
- (2) 「掲載（写真／影印）」（以下「掲載」という。）とは、写真技術を用いて、原本を撮影した資料及び複製された影印を使用し、刊行（出版）することをいう。
- (3) 「翻刻」とは、原資料の文字を活字体等に置き換えて使用することをいう。
- (4) 「展示」とは、展示会を催すため公共的性格を有する団体が資料の貸出しを受け公開することをいう。
 - ① 展示貸出を行う場合、展示会を催す団体は貸出しを受ける原本に保険をかけることとする。ただし、展示物全体に保険をかけることもできる。
 - ② 展示貸出を行う原本の搬出入は美術品輸送専門業者が行うこととする。ただし、図書館長が認めた場合は、この限りではない。
- (5) 「放送」とは、テレビで資料の原本又は複製を放映することをいう。

(複製申込者)

第3条 複製申込みのできる者（以下「申込者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 「学内使用者」 駒澤大学の学生、研究生、委託生、聴講生、科目等履修生及び科目等特別履修生（利用規程第2条第1項第1号）、本学の教職員（専任・非常勤）（同第2号）、本学の元専任教職員（同第3号）、学校法人駒澤大学が設置する諸学校の教

職員（専任・非常勤）、学生及び生徒（同第4号）、本学の研究員及び附属研究所員等（同第5号）

(2) 「学外使用者」 相互利用協定及びコンソーシアム等の利用資格者（利用規程第2条第1項第7号）、他大学及び研究機関等の紹介者（同第9号）

(3) 「個人使用者」 本学の卒業生及び修了生（利用規程第2条第1項第6号）、18歳以上の一般利用による許可者（他大学学生及び高校生を除く）（同第8号）

(4) その他、図書館長が許可した者（利用規程第2条第1項第10号）

（申込手続）

第4条 一般図書及び雑誌について複写の範囲が半分以下の複製を希望する者は、駒澤大学図書館資料複製申込書を提出しなければならない。

2 一般図書及び雑誌の複製を希望する者で、複製の範囲が半分を超え全頁にわたるときは、著作者及び出版社の許可を取り所定の許可願（様式第1-1号あるいは第1-2号）を提出しなければならない。

3 一般図書及び雑誌について著作権が切れている資料の複製を希望する者で、複製の範囲が全頁にわたるときは、所定の許可願（様式第1-1号あるいは様式第1-2号）を提出しなければならない。

4 貴重図書及び禁複製図書の複製を特に希望する者は、所定の許可願（様式第2号）、又は任意様式の文書、図書館相互利用システム等の方法により、申込まなければならない。

5 貴重図書、禁複製図書及び準貴重図書の複製を特に希望する者で、複製の範囲が半分を超え全頁にわたるときは、所定の許可願（様式第1-1号又は様式第1-2号）を提出しなければならない。

6 複製希望者が学外使用者及び本学諸学校の教職員（利用規程第2条第4号）で複製の範囲が全頁にわたるときは、申込者の所属学術機関責任者名で所蔵学術機関が許可願（様式第1-2号）を提出しなければならない。

（制限）

第5条 複製申込みのあった図書が、次のいずれかに該当するときは、複製を制限し、又は許可しないことがある。

(1) 著作権法第31条に規定された範囲を超えて複製をするとき。

(2) 各図書館協会のガイドライン等の範囲を超えて複製をするとき。

(3) 駒澤大学図書館貴重図書及び禁複製図書の複製に関する細則（以下「貴重図書複製細則」という。）第2条に該当する図書を複製するとき。

(4) 原形を解体しなければ複製ができないとき。

(5) その他、図書館長が不相当と認めたとき。

(遵守義務)

第6条 複製を希望する者は、次の各号を厳守しなければならない。

(1) 著作権法第31条及びその他の法令

(2) 当館が会員である図書館協会のガイドライン

(3) 貴重図書複製細則

2 著作権者等の第三者に対する手続及び責任は、依頼者が負うものとする。

3 無断で複製物を再複製してはならない。

4 依頼された図書が未撮影で、新たにマイクロ写真撮影等を要するときは、ネガティブフィルム等を図書館に寄贈するものとする。

(全頁複製条件)

第7条 貴重図書、禁複製図書、準貴重図書及び一般図書の複製の範囲がその全頁にわたるときは、次の各号を条件とする。

(1) 絶版等の理由により入手することが困難になっていること。

(2) 申込者が学外使用者及び本学諸学校の教職員（利用規程第2条第4号）の場合、複製物を製本し、所属学術機関の蔵書とすること。ただし、学内使用者については、個人所蔵を認める。

(掲載・翻刻刊行出版等の使用)

第8条 資料の複製物を、著作物へ掲載・翻刻で使用するとき、所定の許可願（様式第3号）により許可を得なければならない。

(展示・放送等の使用)

第9条 図書館外での展示・放送等で、貴重図書、禁複製図書、準貴重図書及び一般図書等を使用するときは、所定の許可願（様式第4号）を提出し、図書館長の許可を得なければならない。

(貴重図書等)

第10条 貴重図書及び禁複製図書の複製は、貴重図書複製細則によるものとする。

(料金)

第11条 使用料（複製使用料・掲載翻刻使用料・展示放送使用料）及び図書館で行う複製実費は、財務部に納入するものとする。また、複製委託業者に複製を委託した場合は、複製にかかる実費を複製委託業者に支払うものとする。

2 使用料は別表第1～5に定める。

(複製者)

第12条 複製は、図書館職員又は図書館長が指定した者が行う。

(複製方法)

第13条 複製については、図書館が複製方法及び機材を指定することができる。

附 則

この規程は、昭和54年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1

【許可願の区分】

所蔵資料の複製等に係る許可願については下表による。

	許可願様式	貴重図書 禁複製図書	準貴重図書	一般図書雑 誌	料金表
全頁複製許可願 (学内使用者用)	様式第1—1号(複製) 駒澤大学図書館複製等に係る規程第4条第2項第3項第5項第6項	半分を超えた場合は全頁とみなして必要	半分を超えた場合は全頁とみなして必要	半分を超えた場合は全頁とみなして必要	料金表第1号
全頁複製許可願 (学外使用者用)	様式第1—2号(複製) 駒澤大学図書館複製等に係る規程第4条第2項第3項第5項第6項				
貴重図書及び	様式第2号(貴複製)	頁数に関わ			料金表第1号

禁複製図書複製許可願	駒澤大学図書館複製等に係る規程第4条第4項	必ず複製時			
掲載（写真／影印）・翻刻 刊行出版許可願	様式第3号（掲載・翻刻刊行出版）駒澤大学図書館複製等に係る規程第8条	必要 ・掲載（写真／影印）は5丁（10頁）まで可 ※1 ・全頁の影印は学内使用者のみ可 ※2	必要 ・掲載（写真／影印）は5丁（10頁）まで可 ※1 ・全頁の影印は学内使用者のみ可 ※2	必要	料金表第2号 料金表第3号
展示・放送許可願	様式第4号（展示・放送） 駒澤大学図書館複製等に係る規程第9条	必要	必要	必要	料金表第4号
貴重図書閲覧許可願	様式第5号（貴閲覧） 駒澤大学図書館貴重図書閲覧に関する細則第3条	閲覧時に必要			無料

※1 「丁」とは、和装本の2つ折りにされた1枚の紙葉で、表裏で2頁分にあたる。

※2 図画、拓本、古地図、その他一枚ものは全頁として扱う。

別表第2

【複製使用料】（料金表第1号）

複製使用者の複製使用料については下表による。

使用者	学内使用者						学外使用者		
利用者	学部学生・大学院学生			教職員			団体所属者 研究機関所属者		
資料の区	貴重図書	準貴重図書	一般図書	貴重図書	準貴重図書	一般図書	貴重図書	準貴重図書	一般図書

分	禁複製 書	書	雑誌	禁複製 書	書	雑誌	禁複製 書	書	雑誌
全頁を含む複製使用料	複製可 1,000円 ／1書誌	複製可 ①半分を 超える場 合、 1,000円 ／1書誌 ②半分以 下の場 合、無料	複製可／ 不可 著作者・ 出版者に 確認が必 要 無料	複製可 2,000円 ／1書誌	複製可 ①半分を 超える場 合、 1,000円 ／1書誌 ②半分以 下の場 合、無料	複製可／ 不可 著作者・ 出版者に 確認が必 要 無料	複製可 4,000円 ／1書誌	複製可 ①半分を 超える場 合、 2,000円 ／1書誌 ②半分以 下の場 合、無料	複製可／ 不可 著作者・ 出版者に 確認が必 要 無料

※電子貴重書庫からの複製についても、上記複製使用料を徴収する。

※上記の「1書誌」とは、分冊された場合であっても、同一資料名である限り「1」書誌として扱う。

別表第3

【貴重図書及び禁複製図書の全頁複製条件】

貴重図書及び禁複製図書の全頁複製に係る複製条件、複製物の利用・管理及び料金については下表による。

使用者	学内使用者		学外使用者 ※1
利用者	学部学生・大学院学生	教職員	団体所属者 研究機関所属者
複製条件	原則として電子貴重書庫による画像データがある場合は不可とする 特に理由がある場合は、その限りではない	原則として電子貴重書庫による画像データがある場合は不可とする 特に理由がある場合は、その限りではない	原則として電子貴重書庫による画像データがある場合は不可とする 特に理由がある場合は、複製本の所蔵を所属図書館にすることを条件として許可する場合がある
複製物の利用・管理	複製物を学部学生・大学院学生個人に渡す	複製物を教職員個人に渡す	所属図書館（学術機関）所蔵で管理し、禁複製扱いとする ※2

料金	複製使用料	複製使用料	複製使用料・複製料金・製本料金 料金負担者は所属機関により異なる
----	-------	-------	-------------------------------------

※1 海外団体所属者については、原則として電子貴重書庫の画像データを利用し、所定の手続きを踏む必要がある。

※2 この利用・管理規定は、貴重図書及び禁複製図書と同じく準貴重図書・一般図書及び雑誌においても同様とする。

別表第4

【掲載翻刻使用料】

掲載翻刻に関しては「有料による出版」と「無料による刊行」があり、その可否及び料金については下表による。

4-1 [有料による出版] (料金表第2号)

使用者	学内使用者						学外使用者		
利用者	学部学生・大学院学生			教職員			団体所属者 研究機関所属者		
資料の区分	貴重図書 禁複製図書	準貴重図書	一般図書 雑誌	貴重図書 禁複製図書	準貴重図書	一般図書 雑誌	貴重図書 禁複製図書	準貴重図書	一般図書 雑誌
全頁掲載 (写真/影印)使用可否・料金	原則として不可	原則として不可	著作者・出版者に確認が必要 無料	可 2/100	可 1/100	著作者・出版者に確認が必要 無料	不可	不可	著作者・出版者に確認が必要 無料
一部掲載 (写真/影印)使用可否・料金	可 0.2/100	可 0.1/100	著作者・出版者に確認が必要 無料	可 0.2/100	可 0.1/100	著作者・出版者に確認が必要 無料	可 0.4/100	可 0.2/100	著作者・出版者に確認が必要 無料
全頁翻刻 使用可	原則として不可	原則として不可	著作者・出版者に	可	可	著作者・出版者に	可	可	著作者・出版者に

否・料金			確認が必要 無料	2/100	1/100	確認が必要 無料	4/100	2/100	確認が必要 無料
一部翻刻 使用可 否・料金	可 0.2/ 100	可 0.1/ 100	著作者・ 出版者に 確認が必要 無料	可 0.2/ 100	可 0.1/ 100	著作者・ 出版者に 確認が必要 無料	可 0.4/ 100	可 0.2/ 100	著作者・ 出版者に 確認が必要 無料

※掲載翻刻使用料＝頒布価格×頒布部数×上記割合（使用料は一の位を切捨てる。）

※雑誌、論文集（図書）、新聞の場合の使用料＝（頒布価格×頒布部数×上記割合）÷著作者数。

ただし、新聞の場合は、記事数で除する。（使用料は一の位を切捨てる。）

4-2 [無料による刊行]（料金表第3号）

使用者	学内使用者						学外使用者		
	学部学生・大学院学生			教職員			団体所属者 研究機関所属者		
資料の区分	貴重図書 禁複製図書	準貴重図書	一般図書 雑誌	貴重図書 禁複製図書	準貴重図書	一般図書 雑誌	貴重図書 禁複製図書	準貴重図書	一般図書 雑誌
全頁掲載 （写真／ 影印） 使用可 否・料金	可 （卒業論文、 修士論文、 博士論文に限る） 1,000円 ／1書誌	可 （卒業論文、 修士論文、 博要論文に限る） 無料	著作者・ 出版者に 確認が必要 無料	可 2,000円 ／1書誌	可 1,000円 ／1書誌	著作者・ 出版者に 確認が必要 無料	不可	不可	著作者・ 出版者に 確認が必要 無料
一部掲載 （写真／ 影印） 使用可	可 無料	可 無料	著作者・ 出版者に 確認が必要	可 無料	可 無料	著作者・ 出版者に 確認が必要	可 2,000円 ／1書誌	可 1,000円 ／1書誌	著作者・ 出版者に 確認が必要

否・料金			無料			無料			無料
全頁翻刻 使用可 否・料金	可 (卒業論文、修士論文、博士論文に限る) 1,000円 ／1書誌	可 (卒業論文、修士論文に限る) 無料	著作者・出版者に確認が必要 無料	可 2,000円 ／1書誌	可 1,000円 ／1書誌	著作者・出版者に確認が必要 無料	可 4,000円 ／1書誌	可 2,000円 ／1書誌	著作者・出版者に確認が必要 無料
一部翻刻 使用可 否・料金	可 無料	可 無料	著作者・出版者に確認が必要 無料	可 無料	可 無料	著作者・出版者に確認が必要 無料	可 2,000円 ／1書誌	可 1,000円 ／1書誌	著作者・出版者に確認が必要 無料

※学術機関リポジトリを使用して、複製等の形で論文等に掲載することは認める。

※当館ホームページの「電子貴重書庫」に商業目的あるいは公序良俗に反するサイト等からのリンクは認めない。

※原資料の複製を、インターネット上で直接送信することは認めない。

別表第5

【展示放送使用料】（料金表第4号）

展示放送に係る使用料については下表による。

5-1 [展示]

学内使用者			学外使用者					
教職員 学内関係部署 図書館展示			国内団体所属者 研究機関所属者			海外団体所属者 研究機関所属者		
貴重図書 禁複製図書	準貴重図書	一般図書 雑誌	貴重図書 禁複製図書	準貴重図書	一般図書 雑誌	貴重図書 禁複製図書	準貴重図書	一般図書 雑誌
無料	無料	著作者・出版者に	0.3/100	0.15/100	著作者・出版者に	不可	不可	不可

		確認が 必要な場合 がある			確認が必 要な場合 がある			
		無料			無料			

※展示放送使用料（展示）＝入館料×予定入館者数×上記割合（使用料は一の位を切捨てる。）

5-2 [放送]

学内使用者			学外使用者					
教職員 学内関係部署 図書館展示			国内団体所属者 研究機関所属者			海外団体所属者 研究機関所属者		
貴重図書 禁複製図 書	準貴重図 書	一般図書 雑誌	貴重図書 禁複製図 書	準貴重図 書	一般図書 雑誌	貴重図書 禁複製図 書	準貴重図 書	一般図書 雑誌
無料	無料	著作者・ 出版者に 確認が必 要な場合 がある 無料	20,000円 ／1書誌	10,000円 ／1書誌	著作者・ 出版者に 確認が必 要な場合 がある 無料	原則とし て不可	原則とし て不可	原則とし て不可

様式 略